

ルーマニアにおける森林の利用と保全

小 林 浩 二

- I. はじめに
 - I-1) 本研究の背景
 - I-2) 本研究の目的と研究方法
- II. ルーマニアの森林
- III. 制度的改革
- IV. 民有化—レスティチューションの進展
- V. 森林の利用と保全
- VI. ルカルにおける森林の利用と保全
- VII. おわりに

キーワード：ルーマニア，森林，トランスフォーメーション，EU，レスティチューション，ロムシルヴァ

I. はじめに

I-1) 本研究の背景

われわれは、現在、科研費の援助を受けて「ルーマニア・ブルガリアの農村における持続的発展の危機とその再生」という課題に取り組んでいる¹⁾。

1990年以降、東ヨーロッパ諸国は、きわめて大きな変化を遂げた。いわゆるトランスフォーメーションと呼ばれる政治・経済・社会の大転換である。東ヨーロッパ諸国うちEU加盟国は、これまでつぎの2段階の変化を経験しているといえよう（第1図）。第1段階は、計画経済から市場経済への転換（トランスフォーメーション期）である。この時期には、複数政党制、自由選挙、貿易の自由化、情報公開、民有化・レスティチューション、価格の自由化、通貨・経済・税制度の整備など、市場経済をスムーズに遂行するための法的整備が施行された。その結果、貿易の再編、インフレーション、所得格差の拡大、失業者の増加、新たな経営体（企業）の出現、セグリゲーションの進行等の現象が見られるようになった。

第2段階は、EUへの加盟期で、加盟前と加盟後に分けることができる²⁾。この段階は、EUからの財政的援助に特色づけられ、PHARE (Poland and Hungary: Action for the Restructuring of the Economy), SAPARD (Special Pre-Accession Assistance for Agriculture and Rural Development), ISPA (Instrument for Structural Policies for Pre-Accession), 構造政策（構造基金、結束基金）等の財政的支援が行われた。こうした結果、東ヨーロッパ諸国のEU加盟国は著しい変化・発展を遂げた。技術革新・起業家精神の促進、環境保護、アクセスの改善、後進地域の発展、国境を越えた地域連携等がはかれたのである。しかしその一方で、地域格差の拡大などの問題も顕在化してきた。第1段階と第2段階は、相互に関連しかつフィードバックの関係にあることはいうまでもない。

このようなプロセスを経て、EU加盟を果たした東ヨーロッパ諸国であるが、西ヨーロッパ諸国と

の経済的格差ははまだ歴然として
している。たとえば、GDP
(国内総生産)をみると、最も
高いルクセンブルクが89,819
USドル (2008年)、最も低い
ブルガリアが3,076USドル (同)
で、その差は何と45倍にも達
する³⁾。とりわけ問題点として
指摘しなければならないことは、
東ヨーロッパ諸国いずれも地
域格差が顕著になっているこ
と、しかもそれが拡大傾向を
示していることである。

一例を示そう。ブルガリアに
おける2005年の1人当たり

GDPを地域 (行政単位カウンティ) 別みると、最も高い地域が首都ソフィアSofia Cap.で 10,811レ
ヴァ (約76万円)、最も低い地域がヤムボルYambolで、3,356レヴァ (約23万円) であり、その差は3.3
倍となっている。2001年には、首都ソフィが8,698レヴァ、ヤムボルが2,670レヴァで、その差は2.6倍
だったから、この4年間でその差は大きく拡大した。経済発展の最も著しい地域が大都市であり、そ
の逆の後進地域の典型が農村であることは、いずれの東ヨーロッパ諸国でも共通している⁴⁾。

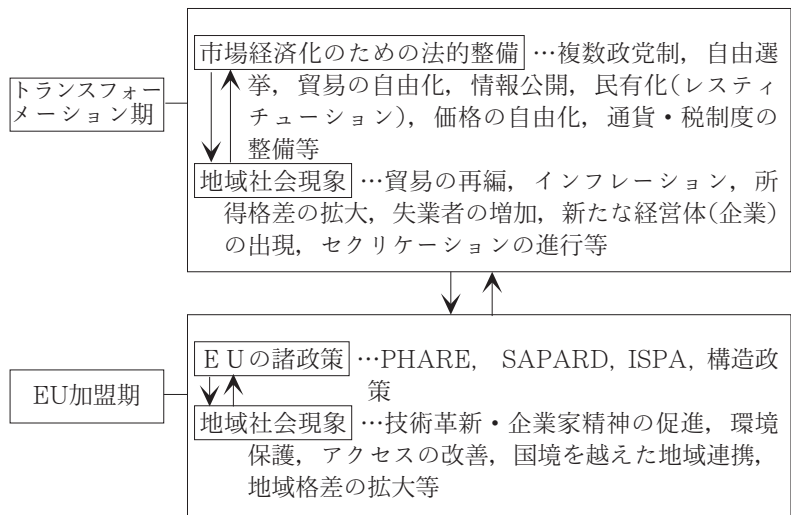
こうした状況から、EU加盟のなかで後進国に位置づけられる農村を発展させること—すなわち、
農村の持続的発展をはかること—は、EUにとって緊急かつ最重要課題であるといえよう。この点の
成否が、EUの発展ならびに今後のEU拡大をうらなうカギになるからである。われわれが、既述の研
究テーマを選んだのはこうした理由による。われわれの研究対象国であるルーマニアとブルガリアは、
2007年1月1日にEUに加盟した。なお、ルーマニアにおける2008年のGDPは、5,633USドルで、EU
加盟国中ブルガリアに次いで低い⁵⁾。

I - 2) 本研究の目的と研究方法

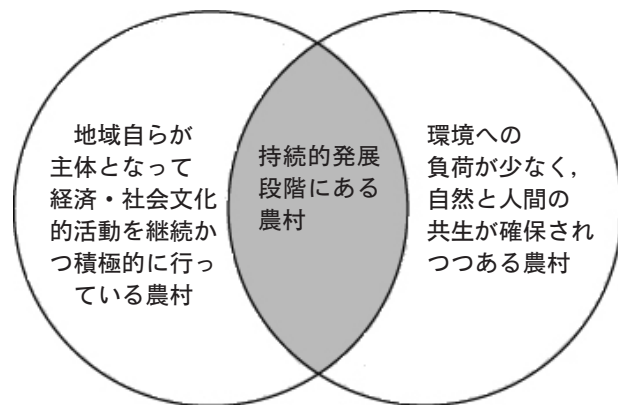
本研究では、第一歩として1990年の体制展開以降、ルーマニアにおいて森林がどのように利用され、
どのように保全されているかを明らかにしたい。併せて、それらの課題を農村の持続的発展といった
観点から浮き彫りにしてみたい。

ところで、農村の持続的発展いわゆる、持続的発展段階にある農村とはどのような農村であろうか。
ここでは、つぎの2つが達成されている農
村を、持続的発展段階にある農村と定義す
る。1) 地域住民が主体となって、経済・
社会・文化活動を継続かつ積極的に行なっ
ている農村、2) 環境への負荷が少なく、
自然と人間との共生が確保されつつある農
村 (第2図)。

研究方法としては、まず、ルーマニアの
森林の利用と保全の実態をその要因との関
連で把握した。つぎに、ルーマニアのほぼ
中央部、ワレキア地方のアルジュシュ
Arges地域 (カウンティ) に属する一農村



第1図 東ヨーロッパ諸国のトランスフォーメーション



第2図 持続的発展段階にある農村

集落ルカルRucarを事例に、その実態を農村の持続的発展という観点から明らかにした。筆者は、2009年7月にルーマニアを訪れ、上記の点について調査をする機会を得た。本稿は、その調査結果ならびに統計・文献などの資料をもとに、まとめたものである。

II. ルーマニアの森林

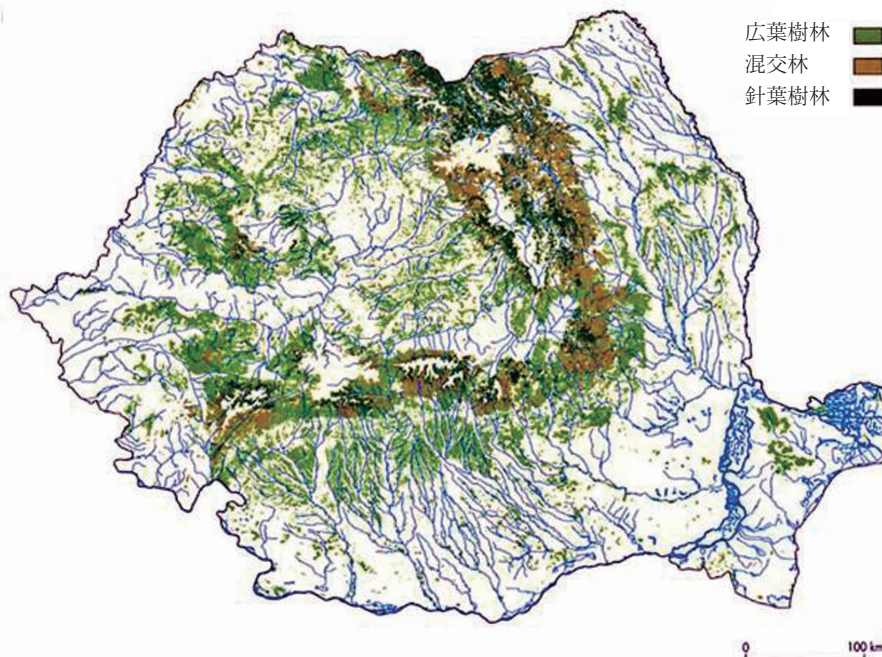
ルーマニアの森林面積は、640万ヘクタール、国土面積の26.3%を占めている⁶⁾。森林面積、国土面積に占める森林面積の割合とも、ヨーロッパのなかで多いとはいえない。しかしながら、ルーマニアはカルパチア山脈をかかえており、森林はその地域を中心に経済、社会、文化的発展と密接に結びついてきた⁷⁾ (第3図)。

森林の分布割合を山地、丘陵、平地別にみると、それぞれ67%、25%、10%となっている。樹種をみると、広葉樹林が全体の69%、針葉樹林が31%であり、前者は、ブナ、オークなど、後者は、トウヒ、モミなどから構成されている。また、森林を機能別にみると、生産と保全両方の機能を有する森林が全体の62%、保全機能のみを有する森林が38%となっている⁸⁾。

ルーマニアの森林は、1948年に社会化(国有化)されたが、後述するように1990年以降、民営化(レスティチューション)が断行された。現在、私有林は全体の40%を占めている⁹⁾。

III. 制度的改革

ルーマニアでは、社会主義時代、森林省(the Ministry of Forestry)と森林経済・建設資材省(the Ministry of Forest Economy and Construction Materials)が森林業務を行っていた。前者の機能はつぎのとおりであった。1) 森林及びその資源の管理(立木の価格(固定価格)、非森林生産物の価格決定を含む)、2) 狩猟地の管理、3) 山域の魚場及び魚の養殖場の管理、4) 林業に関する政策の策定、5) 林業に関連する活動(伐採、木材の運搬、製材を含む)の管理。また、後者は、立木の伐採と木材加工の役割を担っていた¹⁰⁾。



資料: Rey, V. 2007. Atlas de la Roumanie.

第3図 ルーマニアの森林(2000年)

1989年以降、森林省と森林経済・建設資材省が廃止され、それに代わって、新たに水・森林・環境省(The Ministry of Waters, forests and Environment)が立ち上げられ、そのなかに森林部(The Department of Forests)が設立された。また、同じく、産業省(The Ministry of Industry)のなかに林業部(The Department of Forestry)が設けられた。こうしたなかで、1991年、国立森林管理機関(National Forest Administration)(NFA)ーロムシルヴァRomsilivaが設立された。ロムシルヴァは、その後1996年以降、農業・森林・農村発展省(The Ministry of Agriculture, Forests and Rural Development)の管轄下におかれている。ロムシルヴァは、森林の利用と管理に関してきわめて重要な役割を果たしている。ロムシルヴァの主な機能として、つぎの7点があげられる。1) 林業分野における国家戦略の策定、2) 国有林の規範、保全及び持続的な発展を確実なものにすること、3) 国有林地の管理、4) 私有林地、植林された放牧地や防風林の管理(契約したものについて)、5) 木材及び非木材生産物の健全な利用(法律によって割り当てられた狩猟、漁業の管理を含む)、6) 林業に対する公共サービスの提供、7) 国立馬繁殖局としての役割(ルーマニアの純血種の保護)¹¹⁾。

ロムシルヴァは、カウンティに対応した41の森林子会社(forest subsidiaries)を持っている。これらの森林子会社は約400の森林区(forest districts)を有しており、各森林区の面積は、6,000～12,000ヘクタールである。各森林区は、森林管理事務所(Ocol silvic)によって管理されている。また、各森林区は、自然の集水域に基づいていくつかの生産単位(production unit)に区分されている。ひとつの生産単位は、1,000～5,000ヘクタールとなっている。ルーマニアには、2,400の生産単位がある。森林の管理計画(Management plan)は、生産単位毎に10年間隔で策定されている。さらに、ロムシルヴァは、森林研究・管理研究所(Forest Research and Management Institute)、トレーニングセンター、森林検査所(Forest Review)を管理している。

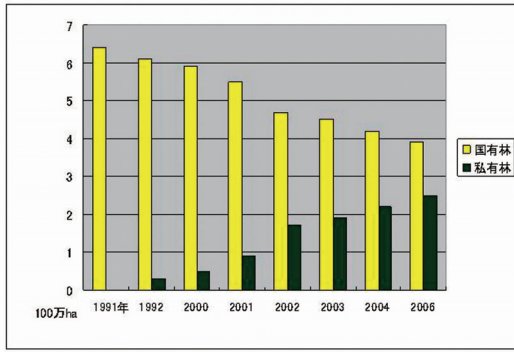
一方、産業省のなかに木材開発機関(Administration of Wood Exploitation)が設立された。木材開発機関は、その後分割民営化され、17の商業会社になっている¹²⁾。

IV. 民有化ーレスティチューションの進展

ルーマニアでは、1948年以前の国有化以前には、国有林はわずか28%にすぎなかった。私有林は23%で、残りは、都市や農村に属するコミュニティ林、宗教団体や教育団体に属する森林であった。1948年以降国有化政策が断行され、ルーマニアの森林はほとんどすべて国有林になった。

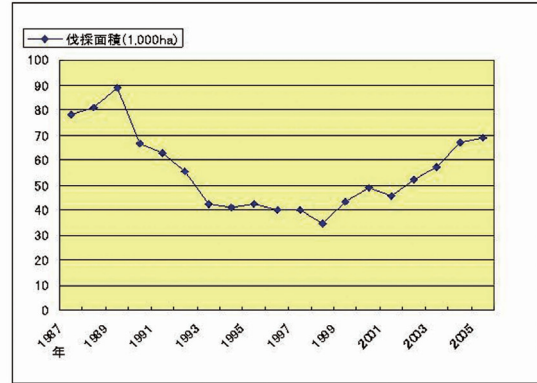
1989年の改革後、3度にわたる民有化ーレスティチューション(1948年以前の所有者に返還する政策)が実施された。1回目のレスティチューションは、法令18/1991によるもので、1948年以前の森林所有者と彼らの世襲者に最大1ヘクタールの森林が与えられた。2回目のそれは法令1/2000によるもので、1948年以前の森林所有者と彼らの世襲者に最大10ヘクタールの森林が与えられた(その後2002年になって、100ヘクタールまでの森林所有が認められた)。同時に、後述する共有林(community forest, Obste)ならびに教会地も完全に返還された。3回目のそれは法令247/2005によるもので、1948年以前の森林地の完全な返還を認めるものであった¹³⁾。こうしたレスティチューションの結果、最初のレスティチューションによって約30万ヘクタール、2度目のレスティチューションによって約190万ヘクタール、そして、3度目のレスティチューション(2006年末時点)によって約30万ヘクタール、合わせて250万ヘクタールの森林が私有林に変わった¹⁴⁾。なお、返還された森林のなかには、国立公園など環境保護区域内に位置するものが含まれている。

第4図は、1991年から2006年までの国有林と私有林の面積を示したものである。1991年に640万ヘクタールの国有林がレスティチューションによって2006年には390万ヘクタールに減少し、その分私有林が250万ヘクタールになっていることがわかる。今後、国有林の面積は、300万ヘクタールにまで減少することが予想される。



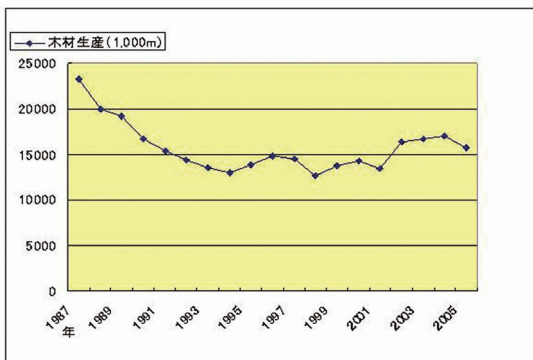
資料:Dragos, M. 2007. The Reform Process within the National Forest Administration ROMSILVA.

第 4 図 ルーマニアにおける森林面積の変化



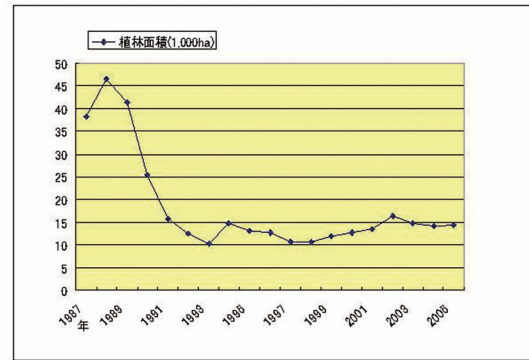
資料: Anuarul Statistic.

第 5 図 ルーマニアにおける森林伐採面積の変化



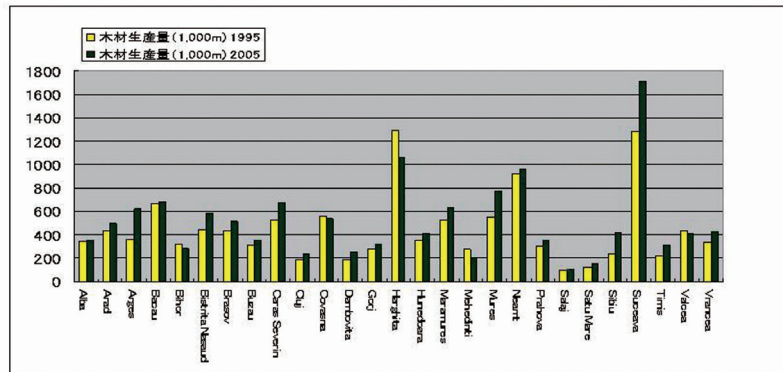
資料: Anuarul Statistic.

第 6 図 ルーマニアにおける木材生産量の変化



資料: Anuarul Statistic.

第 7 図 ルーマニアにおける植林面積の変化



資料: Anuarul Statistic.

第 8 図 カルパチア地方における木材生産

レストィチューションに関して、特に重要な 2 点を指摘しておこう。第 1 は、レストィチューションが地域によって大きく異なることである。たとえば、ビストリツァ・ナサウド Bistrita-Nasaud, アルバ Alba, フルギタ Harghita, マレシュ Mures, シビウ Sibiu, アラド Arad, カラシュ・セヴェリン Ceres-Severin, ヴァルチャ Valcea, アルジェシュ Arges, ヴランチャ Vrancea などのカウンティでは、レストィチューションの進行がより早い。レストィチューションの差異は、特に土地台帳 (cadastral plan) がどの程度利用できるか—土地台帳の保存状況がどうか—による¹⁵⁾。

第 2 は、レストィチューションに伴う問題が生起していること、具体的には、返還された森林の一部が国立公園などの環境保護区域に編入されており、こうした森林を有する人は、自由に伐採等がで

きないこと、また、1948年以前の所有していた森林と同じ森林（同じ場所にあった森林）が必ずしも返還されないという状況が生じていることである¹⁶⁾。

なお、ルーマニアには、国有林、私有林のほかにcomposerorat（あるいはobst）と呼ばれるコミュニティ林、いわゆる共有林が存在している。

V. 森林の利用と保全

第5図は、ルーマニアにおける森林の伐採面積を示したものである。森林の伐採面積は、1989年以降減少に転ずるが、1998年を境に再び増加に転じており、2005年の伐採面積は6.9万ヘクタールに達している。木材生産量も伐採面積とほぼ同様であり（第6図）、1995年まで一貫して減少を続けるが、その後増加傾向を示している。1995年から2005年までの年間木材生産量は1,264万～1,708万立方メートルである。

このように、森林の伐採面積、木材生産量ともほぼ1990年半ばまで減少するが、それ以降増加している。改革後の減少は、市場経済への移行期で制度改革が十分でなく、しかも経済が混乱していたことが大きな原因である。また、その後の増加は、市場経済化への制度改革が一段落し、経済が成長、木材需要が増加したことが大きい。一方、植林もこうした動きに連動しており、1990年代半ばまでは急激に減少、しかしその後増加に転じている（第7図）。

木材の生産量には地域的差異が顕著である。第8図は、ルーマニアで木材生産の多いカルパチア地方の木材生産量（1995年及び2005年、カウンティ別）を示したものである。スチャヴァ Suceava、ハルギタ Harghita、ネアムツ Neamt、ムレシュ Muresなどのカウンティでは多く、逆に、サラージュ Salaj、サトゥ・マーレ Satu Mareなどのカウンティでは少ない。その差は15倍にも及んでいる。このように、木材生産量の地域的差異が大きいのは、森林面積の差異に加えて、森林保護地がどの程度存在するか、森林地へのアクセスが容易かどうかによる。

イチゴ、キノコなどの非木材生産物も古くから採集されてきたが、最近になって特にこれらの生産物を組織化し、国内外に販売する動きが盛んになっている。たとえば、ロマ人を使ってキノコ採集をし、大々的に販売したり、ピザ用キノコやイチゴジャムをイタリアに販売するといった活動が活発になった。また、狩猟や漁労を観光化と結びつける動きも盛んになっている。たとえば、スチャヴァカウンティでは、ある観光会社が狩猟パーティを開催しており、また、アラドカウンティにおいては、ロムシルヴァが魚釣り、森林浴、民間伝承等と結びつけた宿泊の提供を行っている¹⁷⁾。これらの諸活動は、ロムシルヴァ、民間の企業、個人さまざまなレベルでおこなわれている。

ここで、森林の保全に関して、重要な点を指摘しておこう。まずあげなければならないのが、森林の保全対策が新たな展開をみせるようになったことである。木材の販売の際に、森林の管理計画 (Management Plan, Amenajament plan) を作成し、それを森林管理事務所 (Ocol Slivic) に提出し、許可を得なければならなくなった。この森林の管理計画には、木材の伐採計画のほか、今後10年間の森林の経営・管理計画を記載しなければならない。つぎに、植林、林道や森林帯の建設が積極的に行われるようになったことである。林道の建設は適切な森林の管理に役立ち、森林帯の設置は農地の乾燥や強風（砂漠化）を防ぐのに寄与する。さらに、森林のモニタリングと監督の強化、森林所有者の森林経営のサポート、木材加工の近代化等、森林の持続的な経営を可能にする取り組みも行われるようになった。これらの活動の多くは、世界銀行の援助のもとに実施されている。なお、植林（肥沃でない農地など）が、京都議定書に基づく「吸収源活動」として世界銀行の基金で実施されていることをつけ加えておこう。

しかしその一方で、地域によっては森林の減少あるいは破壊が立つようになった。まず個人やマフィアによる不法伐採が顕著になったことをあげなければならない。後者の不法伐採の一例をあげると、ガラティ Galati カウンティにおいて、100人の盗賊が1.5万本（3.5万立方メートル）のアカシアの立木

を不法に持ち去ったことが報じられている¹⁸⁾。こうした不法伐採は、1990年以降組織的かつ頻繁にみられるようになった。また、レスティチューションによって返還された私有林が、とりわけ1990年代の初めに激しく売却されたことである。これは、地域住民が、市場経済化のもとで現金収入を必要としたこと、加えて彼らが再度の国有化—森林の収容—を恐れたことによる。さらに、放牧や農地の拡大による森林の減少ならびに貴重な植物（薬草を含む）の消滅、製材所から出るおがくずによる河川の汚染や湖の富栄養化といった問題も顕著になった。

VI. ルカルにおける森林の利用と保全

第1表は、ルカルにおける森林の利用目的と森林の利用・保全を規定する要因を示したものであるが、ここではこうした視点からルカルにおける森林の利用と保全について検討してみよう。ルカルは、ルーマニアのほぼ中央部、ワレキア地方のアルジェシュカウンティに属している（第9図）。大部分が山地からなり、集落は、南端を南西—北東方向に走る国道73号線に沿って立地している。ルカルの集落の位置する海拔高度の最も低い場所が約700メートルであり、最も高いところは海拔約2,300メートルである。行政区の面積は2.83万ヘクタール、うち1.95万ヘクタールが森林（68.9%）である。森林の内訳をみると、国有林4,100ヘクタール、私有林8,900ヘクタール、共有林（Obste）、村有林、教会林等の法人所有の森林が6,500ヘクタールとなっている。地区東部の森林は、国立公園になっている。耕地は0.78万ヘクタール（27.6%）であり、残り（3.5%）が集落等となっている¹⁹⁾（第10図）。2001年の人口は6,346人である。1992年の人口が6,513人であったから、この9年間で167人（2.6%）減少したことになる²⁰⁾。

ルカルでは、1991年以降の3度にわたる私有化—レスティチューションによって、上記のように私有林が増加した。今日、ルカル住民のほとんどは森林を所有している。ルカルには、従来から存在する国立の森林管理事務所、私有林の増加に伴い1993年に設立された民営の森林管理事務所の2つが存在しており、ルカル及びその周辺の森林を管理している。ルカル住民は、これら国立、民営いずれかの森林管理事務所の管轄下にある。

ルカルでは、1990年の体制転換直後から木材の需要が急増し、1990年代終わりまで続いた。ルカル住民の多くは、自らの森林（木材）を売却した。これは、体制転換後の木材需要の増大に加えて、森林管理の法的整備が十分なされていなかったことによる。ルカル住民が、レスティチューションによって得た森林（木材）を売り急いだことも一因としてあげられる。彼らは、森林の再社会化（収用）を恐れたのである。しかしながら、1990年代終わり以降は森林（木材）の売却は安定してきた。経済不況により木材需要が減少したことが大きな要因である。今日、木材価格が安く、原木販売や製材業は

第1表 ルカルにおける森林の利用目的と森林の利用・保全を規定する要因

森林の利用目的	森林の利用・保全を規定する要因
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材の利用…森林の伐採と利用 ・ 非木材生産物の利用…キノコ、チゴなどの採取、狩猟 ・ 住宅地・別荘地・レクリエーション施設への転換 ・ 国立公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理事務所（Ocol Silvic）の機能はどうか ・ 地域住民の木材および非木材生産物の資金獲得はどの程度か…レスティチューション、木材価格、就業構造等 ・ 地域住民の「生活の質」はどの程度か ・ 地域住民の環境保全の意識・取組はどうか ・ EU、世界銀行、国からの財政的援助はどうか



写真1 世帯主C氏（A世帯）（2009年7月撮影）



写真2 A世帯の家屋景観（2009年7月撮影）



写真3 B製材会社における原木の搬送（2009年7月撮影）



写真4 B製材会社の製材工場（2009年7月撮影）

を作成し、それにもとづいて、ルカルの製材業者に原木を販売することになる²²⁾。製材業者への聞き取り調査によると、彼らは製材後に出る木くずの処理等必ずしも十分な処置をとっているとはいえない²³⁾。なお、ルカルの放牧地は、樹木がまばらで土壌浸食が激しく進んでおり、林道の整備も十分とはいえないことから、森林保護に多くの課題を残しているといえよう。

今後、ルカルは、観光業により傾斜していくものとみられる。ペンションの増加、観光客を目当てにしたレストラン、小売業などのサービス関連産業の拡大がみられるようになるだろう。同時に、ペンションやセカンドハウスのための木材需要や建設業の拡大が予想される。こうしたことから、木材需要は、今後拡大する可能性は高い。それゆえ、今にも増して森林の保全をはかる必要がある。今後、ルカルの森林の利用や保全はどのような展開をみせるのだろうか。この点を第1表の視点からさらに具体的、統合的に把握しなければならない。こうした考察が、ルカルの持続的発展の程度や段階を把握することにもなるだろう。

最後に、ルカルの森林所有者A世帯とB製材会社の事例をあげておこう²⁴⁾。

A世帯

A世帯は、世帯主C氏（52歳）（写真1）とその妻の2人である。世帯主夫妻には2人の子供がいるが、長女はすでに結婚、長男は大学生でルカルにはいない。A世帯の生業は、林業と農業を組み合わせたものであるが、主な収入源は農業である。

A世帯では、3度にわたるレスティチュレーションによって、約50ヘクタールの森林が返還された。また、A世帯は、約120ヘクタールの森林を購入²⁵⁾、現在、約170ヘクタールの森林を所有している。この世帯は、民営の森林管理事務所に参加している。A世帯は、森林の管理計画を作成、森林管理事務所（Ocol Slivic）から許可を得て木材を伐採・販売した。木材を販売したのは、販売に適した100

年以上の立木が存在したこと、家屋の改築や農業経営の近代化のために現金収入が必要だったためである（写真2）。返還された森林が国に再び没収されるのではないかという危惧を抱いたことも一因である。さらに、森林の経営に関して、C氏は、つぎのような問題を指摘し不満をもらしていた。「私達の森林25ヘクタールは、国立公園内に含まれているのです。それゆえ、自らの森林であってもその区域内の森林は自由にならないのです。」一方、農業は、1,200頭の羊の飼育と小麦を中心とした作物栽培である。

B製材会社

経営者T氏は、T氏の父とともに、1992年製材所を開設、B製材会社は、それを引き継ぎ、2001年に設立された。T氏の父は、1991年まで国立の森林管理事務所に勤務していた。

B製材会社は、森林所有者から木材を購入・伐採・運搬・加工し、製材を販売している。この過程を具体的に見てみよう。B製材会社では、個人の森林所有者のほか、国営及民営の森林管理事務所から注文を受け、森林を伐採している。すなわち、私有林、国有林、共有林 (obste) すべての森林を購入・伐採している。森林の購入に際しては、木材の運搬に便利な場所に立地している森林が選択され、また、森林の管理計画に沿って伐採計画（伐採量、伐採の範囲等）が立てられている。伐採された木材はトラクターで道路までおろされ、トラックでB製材会社に運搬、その後、製材される（写真3, 4）。製材された木材は、再びトラックで国内の建築会社、輸出用の仲介業者に運搬・販売される²⁶⁾。

B製材会社の従業員数は22人（2009年）で、その内訳は、森林の伐採等の管理者8人、運転手（木材の運搬）2人、木材加工に携わる者10人、事務員2人である。ルカルで最大の製材会社である。2009年の製材の販売量は、5,000立方メートルであった。2008年秋まで木材の需要は高く、販売価格がよかったが、それ以降販売価格は世界的な不況の影響で低迷を続けている。T氏の秘書R女史は、「不況とグローバリゼーションのなかで、国内の製材業がどうなるか、見通しがつかないのが不安です」と答えていた。

VII. おわりに

本稿では、ルーマニアにおける森林の利用と保全について若干の考察を試みた。ルーマニアでは、1990年の改革後、3度にわたる森林のレスティチューションが実施され、私有林が増加した。併せて、森林の利用と保全を促進するための制度改革が行われた。

こうしたなかで、1990年代半ばから、木材の伐採、木材生産、そして、植林が活発になってきた。今後、森林の利用とともに、植林など森林を保全・拡大する取り組みをさらに活発にしていかなければならない。

2009年12年、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）が開催された。会議の結果—COP15の政治的合意—は、法的拘束力はなく不十分な内容であったが、ともかくも2013年以降の地球温暖化対策の枠組づくりが大筋で了承された。そのなかで、森林減少の防止や森林吸収源の対策に資金が回る仕組みをつくるとして、先進国は途上国の森林破壊防止に多額の資金を提供することが明記された²⁷⁾。COP15の今後の動向とも関連づけて、ルーマニアの森林の利用と保全の今後の展開を注意深く見守っていきたい。

注・文献

- 1) 科研費基盤研究B（海外学術調査）代表小林浩二：ルーマニア・ブルガリアの農村における持続的発展の危機とその再生（平成20年度～22年度）

- 2) EU加盟の前提として、アキ・コミュニテール（EU法体系）の遵守が必要である。EU加盟候補国に対して、その審査（スクリーニング）が行われた。
小林浩二・大関泰宏 2000. 高等学校教科書「地理B」における旧東ヨーロッパ諸国の取り扱いに関する若干の提言. 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学 第48巻第2号, 11-18.
小林浩二 2003. 東ヨーロッパにおけるトランスフォーメーションと研究課題. 岐阜大学教育学部研究報告 人文科学 第52巻第1号, 41-49.
- 3) IMF World Economic Outlook Database 2006.
- 4) National Statistic Institute 2008. Regions and Districts in the Republic of Bulgaria.
- 5) 前掲4)
- 6) Forestry of Romania.<http://www.fao.org/docrep/w3722e/w3722e23.htm>
- 7) しかし、ルーマニアは温和な気候を有していることから、森林の蓄積はヨーロッパのなかで比較的高い。ルーマニアにおける森林の蓄積は、203立方メートル/ha, 60立方メートル/人である。Rumanian Academy, Romanian Statistical Society, *Romanian National Institute of Statistics and National Foundation of Arts and Science 2008*. Knowing Romania 161-166.
- 8) 前掲6)
- 9) Dragos, M. 2007. *The Reform Process within the National Forest Administration ROMSILVA*. International Conference "Supporting the Forest Sector Reform in Russia and in the Southeast European Countries by Assessing the Experience from the New EU Member States".
- 10) これらの活動の根拠となっていたのがつぎの法律だった。「1976~2010年の森林資源の保全と発展のための国家プログラム The National Program for the Conservation and Development of the Forest Fund for the period 1976-2010」, 法律No.2/1987「森林の保全と発展 それらの持続的開発と生態的バランスの維持に関して On Forest Conservation, Protection and Development, Their sustained Exploitation and the Preservation of the Ecological Balance」, 法律No. 26/1976「猟鳥獣の管理と狩猟について On Game Management and Hunting」, 法律No.12/1974「魚養殖と魚釣りに関して On Fish Farming and Fishing」
- 11) 前掲9)
- 12) 前掲6)
- 13) Turnock, D. and Lawrence, A. 2007. *Romania's Forests under Transition: Changing Priorities in Management, Conservation and Ownership*. Geographica Timisiensis, Vol. 16 5-28.
- 14) この面積は、レスティチューションの申請面積より少なかった。認めがたい申請があったからである。前掲13) p.20.
- 15) 前掲13) 及びルカルの役所での聞き取り調査による。
- 16) 前掲13) 及びルカルの役所での聞き取り調査による。
- 17) 前掲13)
- 18) 前掲13)
- 19) 2001年ルカルの統計による。
- 20) 前掲19)と同じ。
- 21) 2001年の統計（前掲19)をみると、給与所得者は642人で、その内訳はつぎのとおりだった。農業5人、鉱業76人、製造業48人、建設業216人、サービス業45人、公務員10人、教員127人、医療関係者78人。そのほかに、林業、農業、ペンション経営などの自営業者がいるものとみられるが、それらは記載されていない。
- 22) ルカルの多くの住民にとって、森林（原木）の売却はそれほど優先度の高いことではない。森林所有が経済的にそれほど重要な意味をもっているわけではないからである。樹木の販売は数十年を周期とするものだからである（樹齢100年以上の樹木が伐採の対象になる）。
- 23) ルカルには、大小含めて製材業者（会社）が11件存在している。各製材業者の就業の内訳はつぎのようになっている。製材業専業1戸、製材業+農業5戸、製材業+ペンション経営4戸、製材業+商店経営1戸。ルカルでの聞き取り調査による。
- 24) ルカルでの聞き取り調査による。
- 25) 1ヘクタール当たり平均3.5万レイで購入した。
- 26) 主に、ギリシャ、エジプト、レバノンなどに輸出される。
- 27) 2009年12月20日付け朝日新聞朝刊。